電気冷蔵庫の製造の事業を行う者の再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

新旧対照条文 (傍線部分は改正部分)

第八十五号) 電気冷蔵庫の製造の事業を行う者の再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成十三年経済産業省令

としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離することが料の使用、部品等に使用する原材料の種類数の削減、再生資源め、断熱材、筐体その他の電気冷蔵庫の部品等(部品又は部材め、断熱材、筐体その他の電気冷蔵庫の部品等(部品又は部材という。)は、電気冷蔵庫に係る再生資源の利用を促進するた第一条 電気冷蔵庫の製造の事業を行う者(以下「製造事業者」(原材料の工夫)	第一章 製造事業者の判断の基準となるべき事項		進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令電気冷蔵庫の製造等の事業を行う者の再生資源の利用の促	改正後
ての利用が可能な原材料を他の原材料から分離することが困難使用、部品等に使用する原材料の種類数の削減、再生資源としう。以下同じ。)への再生資源としての利用が可能な原材料の断熱材、筐体その他の電気冷蔵庫の部品等(部品又は部材をい第一条 電気冷蔵庫の製造の事業を行う者(以下「事業者」とい(原材料の工夫)			に関する判断の基準となるべき事項を定める省令電気冷蔵庫の製造の事業を行う者の再生資源の利用の促進	改正前

困難な部品等の数の削減その他の措置を講ずるものとする。

(構造の工夫)

。の他の措置により、電気冷蔵庫の処理を容易にするものとするの、取っ手を取り付けることその他の回収及び運搬の容易化それ、取っ手を取り付けることその他の部品等の取り外しの容易するため、ねじの数量の削減その他の部品等の取り外しの容易第二条(製造事業者は、電気冷蔵庫に係る再生資源の利用を促進)

(分別のための工夫)

庫に係る再生資源の利用のための分別を容易にするものとするの表示その他の分別のための工夫を行うことにより、電気冷蔵するため、重量が百グラム以上の合成樹脂製の部品等の材質名第三条 製造事業者は、電気冷蔵庫に係る再生資源の利用を促進 | 1

(処理に係る安全性の確保)

処理に係る安全性を確保するものとする。 するため、原材料の毒性その他の特性に配慮することにより、第四条 製造事業者は、電気冷蔵庫に係る再生資源の利用を促進

(安全性等の配慮)

及び耐久性その他の必要な事情に配慮するものとする。に係る再生資源の利用を促進する際には、電気冷蔵庫の安全性第五条(製造事業者は、前各条に規定する取組により電気冷蔵庫

な部品等の数の削減その他の措置を講ずるものとする。

(構造の工夫)

の措置により、電気冷蔵庫の処理を容易にするものとする。取っ手を取り付けることその他の回収及び運搬の容易化その他ため、ねじの数量の削減その他の部品等の取り外しの容易化、第二条(事業者は、電気冷蔵庫に係る再生資源の利用を促進する

(分別のための工夫)

係る再生資源の利用のための分別を容易にするものとする。示その他の分別のための工夫を行うことにより、電気冷蔵庫にため、重量が百グラム以上の合成樹脂製の部品等の材質名の表第三条。事業者は、電気冷蔵庫に係る再生資源の利用を促進する

(処理に係る安全性の確保)

に係る安全性を確保するものとする。ため、原材料の毒性その他の特性に配慮することにより、処理第四条(事業者は、電気冷蔵庫に係る再生資源の利用を促進する

(安全性等の配慮)

その他の必要な事情に配慮するものとする。 資源の利用を促進する際には、電気冷蔵庫の安全性及び耐久性第五条 事業者は、前各条の規定に即して電気冷蔵庫に係る再生

(技術の向上)

するため、必要な技術の向上を図るものとする。第六条(製造事業者は、電気冷蔵庫に係る再生資源の利用を促進

(事前評価)

ものとする。 | に規定する取組について、あらかじめ電気冷蔵庫の評価を行う| に係る再生資源の利用を促進するため、第一条から第四条まで第七条 製造事業者は、電気冷蔵庫の設計に際して、電気冷蔵庫 | :

- 3 製造事業者は、第一項の評価を行うこ祭し、必要は記録を行ったに評価項目、評価基準及び評価方法を定めるものとする。2 製造事業者は、前項の評価を行うため、電気冷蔵庫の種類ご

(含有物質の管理)

『有率の把握その他の措置により当該物質を管理するものとするするため、部品等に含有される別表に定める物質の種類及び含第八条『製造事業者は、電気冷蔵庫に係る再生資源の利用を促進

(情報の提供)

用を促進するため、部品等に含有される別表に定める物質の種2 製造事業者は、前項のほか、電気冷蔵庫に係る再生資源の利

(技術の向上)

ため、必要な技術の向上を図るものとする。 第六条 事業者は、電気冷蔵庫に係る再生資源の利用を促進する

(事前評価)

る再生資源の利用を促進するため、第一条から第四条までの規第七条 事業者は、電気冷蔵庫の設計に際して、電気冷蔵庫に係

- 2 事業者は、前項の評価を行うため、電気冷蔵庫の種類ごとに定に即して、あらかじめ電気冷蔵庫の評価を行うものとする。
- のとする。 のとする。 事業者は、第一項の評価を行うに際し、必要な記録を行うも評価項目、評価基準及び評価方法を定めるものとする。

(情報の提供)

進に資する情報の提供を行うものとする。部品等の材質名その他の電気冷蔵庫に係る再生資源の利用の促第八条(事業者は、電気冷蔵庫の構造、部品等の取り外し方法、

のとする。「において、情報の提供は日本工業規格C0950により行うも類及び含有率に関する情報の提供を行うものとする。この場合

(包装材の工夫)

使用するものとする。
としての利用が容易な原材料又は再生資源を利用した原材料を、機能性、経済性その他の必要な事情に配慮しつつ、再生資源第十条(製造事業者は、電気冷蔵庫に係る包装材に関し、安全性

2

||章|||輸入販売事業者の判断の基準となるべき事項

(原材料の工夫)

の削減その他の措置がなされた電気冷蔵庫を自ら輸入して販売に使用する原材料の種類数の削減、再生資源としての利用が可に使用する原材料の種類数の削減、再生資源としての利用が可に使用する原材料の種類数の削減、再生資源としての利用が可能な原材料の使用、部品等の利用を促進するため、断熱材、筐体その他の電気冷蔵庫の部第十一条 自ら輸入した電気冷蔵庫の販売の事業を行う者(以下

(包装材の工夫)

するものとする。
ての利用が容易な原材料又は再生資源を利用した原材料を使用能性、経済性その他の必要な事情に配慮しつつ、再生資源とし第九条 事業者は、電気冷蔵庫に係る包装材に関し、安全性、機

を講ずるものとする。

な構造の採用、回収及び運搬が容易な構造の採用その他の措置ての利用が可能な包装材を他の包装材から分離することが容易能性、経済性その他の必要な事情に配慮しつつ、再生資源としを促進するため、電気冷蔵庫に係る包装について、安全性、機を促進するため、電気冷蔵庫に係る包装材の再生資源としての利用事業者は、電気冷蔵庫に係る包装材の再生資源としての利用

するものとする。

(構造の工夫)

ることにより、電気冷蔵庫の処理を容易にするものとする。 易化その他の措置がなされた電気冷蔵庫を自ら輸入して販売すの容易化、取っ手を取り付けることその他の回収及び運搬の容に進するため、ねじの数量の削減その他の部品等の取り外し第十二条 輸入販売事業者は、電気冷蔵庫に係る再生資源の利用

(分別のための工夫)

源の利用のための分別を容易にするものとする。を自ら輸入して販売することにより、電気冷蔵庫に係る再生資材質名の表示その他の分別のための工夫がなされた電気冷蔵庫を促進するため、重量が百グラム以上の合成樹脂製の部品等の第十三条 輸入販売事業者は、電気冷蔵庫に係る再生資源の利用

(処理に係る安全性の確保)

全性を確保するものとする。電気冷蔵庫を自ら輸入して販売することにより、処理に係る安を促進するため、原材料の毒性その他の特性に配慮がなされた第十四条、輸入販売事業者は、電気冷蔵庫に係る再生資源の利用

(知識の向上)

を促進するため、必要な知識の向上を図るものとする。第十五条(輸入販売事業者は、電気冷蔵庫に係る再生資源の利用

(事前評価)

電気冷蔵庫の評価を行うものとする。十一条から第十四条までに規定する取組について、あらかじめ、際して、電気冷蔵庫に係る再生資源の利用を促進するため、第第十六条(輸入販売事業者は、自ら輸入した電気冷蔵庫の販売に

。| 類ごとに評価項目、評価基準及び評価方法を定めるものとする| 類ごとに評価項目、評価基準及び評価方法を定めるものとする| 輸入販売事業者は、前項の評価を行うため、電気冷蔵庫の種|

を行うものとする。3 輸入販売事業者は、第一項の評価を行うに際し、必要な記録

(包装材の工夫)

た電気冷蔵庫を自ら輸入して販売するものとする。
が容易な構造の採用その他の措置がなされた包装材が使用されが容易な原材料の使用、再生資源として利用が可能な包装材を他容易な原材料の使用、再生資源として利用が可能な包装材を他容易な原材料の使用、再生資源として利用が可能な包装材を他容易な原材料の使用、再生資源として利用が可能な包装材を他容易な原材料の使用、経済性その他の必要な事情に配慮しつつ、再安全性、機能性、経済性その他の必要な事情に配慮しつつ、再第十七条 輸入販売事業者は、電気冷蔵庫に係る包装材に関し、

(準用)

は「第十一条から第十四条まで」と読み替えるものとする。「に準用する。この場合において、第五条中「前各条」とあるの第十八条(第五条、第八条及び第九条の規定は、輸入販売事業者)

別表 (第八条、第九条、第十八条関係)